



事件番号 令和4年（コ）第193号、同第194号、同第195号

## 懲戒請求書 理由の追加及び誤記の訂正

愛知県弁護士会

綱紀委員会 御中

令和4年11月16日

懲戒請求者 多田 雅史

標記の懲戒請求事件について、懲戒請求の理由の追加及び懲戒請求書（令和4年11月10日）の誤記の訂正を提出する。

### 1 懲戒請求の理由の追加

結局、対象弁護士等は、不法行為による反対債権の訴訟費用を受働債権として早急に確定させ（甲4，甲14）、医師法の応招義務違反の不法行為による損害賠償債権の自働債権と相殺させて、損害賠償金支払い命令の事実の隠匿を目論んでいる。しかし、旧民法509条により、原判決の損害賠償債権は、金額の多少とは関係なく、不法行為による反対債権と相殺できないため、対象弁護士等が、任意弁済に応じないまま、強制執行を妨害し遅延させて、訴訟費用の確定を急いでも、その目論見は、元から、成り立たない。

有体にいえば、被告本人は医師として不名誉な医師法の応招義務違反による損害賠償金の支払いを命じる判決が確定した事実を隠匿したいとの意向があり、その意向に沿うため、被告の代理人の対象弁護士は、何とかして、損害賠償金の支払いに応じないまま、確定した損害賠償債権を不法行為による反対債権の訴訟費用で相殺して、損害賠償債権の事実の隠蔽（もみ消し）を企図する不法行為を目論んだものである。しかし、上記のとおり、損害賠償債権は不法行為による反対



債権と相殺できないため、被告が損害賠償債権の支払いを拒んでいる以上、損害賠償債権に基づく強制執行を止めることはできない。

すなわち、対象弁護士等が、損害賠償金支払い命令の事実を隠匿しようと目論むことは、まさに、被告（医療法人社団幹和会代表者理事長の鬼武義幹）が、応招義務違反の事実を反省なく認めず、再び、同じ不法行為（医師法19条の応招義務違反、同法17条の医業違反、医療法15条の医療者の従業者に対する監督義務違反及び同法30条の7の医療連携体制の構築違反）を重ねて誘発する企図があることの証左であり、悪質である。そして、そのような対象弁護士等の行為が、医療訴訟における「医療者への忬度判決」を誘発する背景原因になっている。

よって、対象弁護士等の強制執行停止申立（甲3）及び請求異議訴訟（甲4）は、強制執行を妨害して遅延させることだけが目的の不適法なものであるため、弁護士として悪質であり、対象弁護士等の懲戒を求める。

## 2 懲戒請求書（令和4年11月10日）の訂正

懲戒請求書（令和4年11月10日）の12頁の5（1）の②項について

（正） 勝訴率は一般訴訟の  $\frac{1}{4} \sim \frac{1}{5}$  しかない

（誤） 勝訴率は一般訴訟の  $\frac{4}{1} \sim \frac{5}{1}$  しかない

以 上